

「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表

【 その他事業 】

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
4	産婦健康診査・産後のケアの充実	産婦健康診査の費用(1回分)を助成し、産婦健康診査の結果、支援が必要な産婦に対し、身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう産後ケア等の支援にむすびつけます。	産後ケア事業利用者の育児不安が「軽減した」もしくは「ある程度軽減した」人の割合	%	87	88	89	90	90	産後ケア事業において、令和元年度の実績では、育児不安が「軽減した」もしくは「ある程度軽減した」人の割合が86.9%でした。令和2年10月からデイサービス型・宿泊型産後ケア事業を開始し、事業の充実を図ることで、令和3年度以降毎年1%増加すると想定し、令和5年度に90%となることを目標としました。	地域保健支援課
5	出産前教室事業	初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。	出産前教室のアンケートにおける理解度	割合(%)	95	95	95	95	95	出産前教室は、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義及び実習を行い、妊婦の健康の保持増進を図り、また父親となる夫の理解と協力を促すほか、妊娠期からの子育ての仲間づくりや交流の場の提供を目的として開催しています。事業後のアンケートでは、これまでも、「役に立った」「理解できた」と答えた方の割合は高いですが、各区の状況や対象者のニーズに合わせて、内容・実施方法等を工夫すること、または、必要時見直しを図ることで、その割合を維持し続けることをめざし、設定しました。	地域保健支援課
6	不妊治療支援の充実	不妊・不育に悩む夫婦に対し、精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るために、妊娠や不妊・不育等に関する正しい情報の提供・知識の普及啓発、専門相談、特定不妊治療費等の一部助成を行います。	事業への協力大学の件数	件	3	3	3	4	4	若い世代への不妊・不育症の啓発のため、リーフレットの配布等について、市内5大学への協力を得られる件数を目標値としました。現在3大学の協力は得られていますが、今後交渉等を行いながら協力大学の件数を増やす予定です。	地域保健支援課
7	乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業	乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査後の保健指導や、乳幼児健康診査未受診フォローを行います。	受診率 (乳健:3歳児健診の受診率、歯科:各歯科健康診査受診率の平均)	%	(乳健) 92.7 (歯科) 83.0	(乳健) 92.8 (歯科) 83.1	(乳健) 92.9 (歯科) 83.3	(乳健) 93.0 (歯科) 83.5	(乳健) 93.1 (歯科) 83.6	(乳幼児)各健診のうち、3歳児健康診査の受診率が低い状況にあるため向上を目標とし、これまでの実績に基づき令和元年度受診率から毎年0.1%増加を目標としました。 (歯科)平成29年度から平成31年度の受診率をもとにした近似曲線から目標値を算出しました。	地域保健支援課
8	乳幼児発達健康診査事業	乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援に努めます。	実施回数	回	159	159	159	159	159	次期障害者総合支援計画と同じ目標にしています。令和元年度の実施計画数(154回)から3%増とし、実施計画数の維持を目標としました。	地域保健支援課
9	子育て支援医療費助成事業	少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境づくりの推進に資するため、乳幼児・児童にかかる健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	受給資格登録率	%	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	本事業の対象者に対し、徹底した周知を行うことで漏れなく医療費の助成を行うことが重要であると考えており、受給資格登録率について、令和元年度実績の99.5%を毎年達成することを目標値とします。	年金医療課
10	育児相談事業	子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	区の実情に合わせ、各保健センターが事業計画を立て、実施しています。また、随時個別での育児相談も実施しており、相談内容が多岐にわたるため、数値による評価は難しく、事業の実施を指標としています。	地域保健支援課
11	子育てに関する教室事業	子育てに関する教室を実施し、育児に関する情報や親同士が交流する場を提供することで、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健やかな発育発達を支援します。	育児学級参加時の理解度	%	80	82	85	87	90	これまでの育児学級事後アンケートでは、育児不安軽減者の割合は高く、80%前後を維持しています。教室参加時の理解が育児不安の軽減に繋がると考えられることから、教室参加時の理解度を新たな指標としました。各区の状況や対象者のニーズに合わせた内容や実施方法等の検討・見直しを図ることで、その割合を段階的に向上することをめざし設定しました。	地域保健支援課
12	母子訪問指導事業	妊婦や乳幼児の保護者の育児不安の軽減や健康増進及び乳幼児の発育発達を促すため、また虐待予防を視野に入れ、保健師等が訪問し相談・支援を行います。	①母子訪問延人数	件	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	令和元年度の母子訪問延人数は11,429件、未熟児訪問実施率は84.8%です。ケースには訪問に限らず面接や電話など状況に応じた支援を行っているため、現状維持としました。	地域保健支援課
			②未熟児訪問実施率	%	85	85	85	85	85		

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
13	思春期保健事業	心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行い、自ら考える機会を設けることで、自尊心を高めるとともに、自己決定する力を高めることを目的とし実施します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	本事業は、思春期の子どもたちや保護者に対して行う講義・体験学習・グループワーク等を中心とした思春期保健教室と、思春期に関わる者が集まり、現状や課題等について情報交換を行う思春期保健に関する連携会議で成り立っています。対象者・趣旨・内容等は、毎回異なるため、数値による評価が難しく、事業の実施を指標としました。	地域保健支援課
16	認定こども園の普及	幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園の受入枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大するため、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園への移行を促し、認定こども園の普及を図ります。	認定こども園の2号認定・3号認定の定員数	人	653	801	831	951	1071	教育・保育事業の2号認定・3号認定の確保方策の内数として、認定こども園の施設整備見込みをもとに算出しました。	のびのび安心子育て課
17	保幼小連携推進事業	さいたま市幼児教育推進協議会の専門部会として、市内の私立幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小接続期カリキュラム策定部会を設置し、推進協議会から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼児教育アドバイザーを派遣するなどして幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進するとともに、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	アプローチカリキュラムを作成している園数	園	50	60	70	80	90	「さいたま市保幼小接続期カリキュラム作成の手引き」に基づき、幼児教育アドバイザーによるアプローチカリキュラム作成の指導・助言を行うことにより、小学校との接続を意識したカリキュラム実践の園が増えていくことで、保幼小の円滑な接続が図れると考え、左記目標としました。 ※「さいたま市保幼小接続期カリキュラム作成に向けた調査」(令和元年度実施)において、回答した園のうち、アプローチカリキュラムを作成(又は作成中)していると回答した園が39園であったので、それを基準値として、設定しました。	幼児政策課
18	公開保育研究推進事業	私立幼稚園や保育所等で公開保育研修会を開催し、幼稚園・保育所等の保育者が保育を学び合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	本事業は、幼稚園・保育所等が自園の保育実践を他園の保育者に公開する機会を設けることにより、保育者の資質向上と保育の充実を図ることを目的としており、保育者の参加が一定数見込まれる中での実施が定着し、保育者同士の学び合いの場となっています。 一方で、研修テーマの設定などの実施方法の工夫や、保幼小連携の観点から捉えた小学校等の教職員の参加方法等に課題を感じており、事業の実施を通して事業内容の精度を上げることが必要と考えたため、左記目標としました。	幼児政策課
19	保育者小学校等体験研修事業	幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員と交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	本事業は、幼稚園・保育所等の保育者が小学校や特別支援学校の教育活動に体験的に参加できる機会を設定することにより、保幼小の相互理解と保育者の資質向上を図ることを目的としたものであり、私立園からの参加者が全体の半数程度を占めるなど、周知が進み、事業として定着してきています。 今後においては、市立小学校における特別支援学級の開設が進んでいる状況を踏まえ、特別支援学級への受入れの働きかけを行うなど、状況に応じて事業内容の精査を行いつつ、継続して事業を実施することが必要と考えたため、左記目標としました。	幼児政策課
20	幼稚園・保育所等と小学校の連携	小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	夏季保育参観研修に参加した学校数	校	104	104	104	104	104	幼稚園・保育所等と小学校の連携のためには、さいたま市立小学校全校から、各1名以上の教員が参加することを通して、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深めることを目的とした「保幼小連携のための保育参観研修」の実施が必要と考えたため、左記目標としました。	指導1課
21	保幼小連携教育研修会	保育園・幼稚園から小学校への保育・教育の円滑な接続を目指して、連携の趣旨についての理解を深め、関係各園、学校の情報交換を通して保幼小連携を充実させる意識を高める。	参加人数	人	230	230	230	230	230	参加人数の合計を目標値の指標としました。令和元年度の参加人数の合計が222人だったため、230人としました。	教育研究所
22	「子育て支援型幼稚園」認定制度の創設・普及	年間を通じて長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園を「子育て支援型幼稚園」として認定します。 また、認定園に通う保育が必要な園児の利用料を軽減します。 さらに、多様な保育の受け皿確保のため、子育て支援枠の増加を図ります。	子育て支援枠の人数	人	820	958	1095	1230	1365	長時間の預かり保育をいつでも利用できる「子育て支援枠」は令和元年度は17園で641人、令和2年度は25園で820人を設定しました。なお、子育て支援枠については、令和7年度までに820人の倍である1640人までに増やすことを目標にしており、6年間で割り返した数値を足した数を目標値としました。 認定園の拡大を図りつつ、令和2年度からは子育て支援枠子育て支援型幼稚園で教職員1名の加配を促す補助金を交付することにより、各園での受け入れ人数の拡大を促します。	幼児政策課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
23	保育人材確保対策の強化	保育士の処遇改善などの就業継続支援を図るとともに、新たな保育人材の確保対策を強化することで、安定的な施設運営を行います。	保育需要を踏まえた認可保育所等及び認可外保育施設の保育士数	人／—	認可保育所等の保育士数：5,576 認可外保育施設の保育士：確保	認可保育所等の保育士数：6,230 認可外保育施設の保育士：確保	認可保育所等の保育士数：6,468 認可外保育施設の保育士：確保	認可保育所等の保育士数：6,661 認可外保育施設の保育士：確保	認可保育所等の保育士数：6,808 認可外保育施設の保育士：確保	認可保育所等については、施設定員の増加数を踏まえた認可保育所等の保育士数としています。 認可外保育施設については、施設定員の増加数を見込めないことから、確保としています。	幼児政策課、保育課
24	保育施設等への指導監督の実施	安心・安全な保育環境の確保や保育の質の向上を図るため、保育施設等に対し、立入調査等により指導監督を実施します。	認可外保育施設については立入調査に基づき文書指導を行った施設の割合(幼児政策課) 認可保育所等については立入調査に基づき指摘を行った施設の割合(保育課)	%	18(認可外保育施設における文書指導) 31(認可保育所等における指摘)	17(認可外保育施設における文書指導) 30(認可保育所等における指摘)	16(認可外保育施設における文書指導) 29(認可保育所等における指摘)	15(認可外保育施設における文書指導) 28(認可保育所等における指摘)	14(認可外保育施設における文書指導) 27(認可保育所等における指摘)	認可外保育施設：通常の立入調査に加え、午睡調査、プール調査において文書指導を行った施設の割合を算定し、これまでの実績をもとに目標値を算出しました。 認可保育所等：午睡調査、プール調査において指摘を行った施設の割合を算定し、これまでの実績をもとに目標指標を算出しました。	幼児政策課、保育課
37	多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者(株式会社、NPO法人など)の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。	社会福祉法人以外の法人の参入を促進	—	実施	実施	実施	実施	実施	認可保育所等の整備案件を募集する際に、法人種別を問わず応募可能とするほか、賃貸物件を活用した保育所整備においても、法人種別を問わず補助対象とするなど、社会福祉法人以外の法人の参入を促進するための取組であり、具体的な目標値を設定して進捗管理をすることは困難です。	のびのび安心子育て課
39	父親の子育て参加の促進	父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進を図るために、単独型子育て支援センター等での父親向け講座、イベント等を開催するとともに、周知・啓発を行います。 また、実施内容の向上を図り、講座・イベント等の参加機会を増やします。	父親向け講座等の参加者のうち、今後は積極的に子育てに参加したいと回答した参加者の割合	%	87	89	91	93	95	父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進について、総合振興計画後期基本計画後期実施計画では目標指標として子育てへの関心が高くなったと回答した参加者の割合を設定していましたが、次期総合振興計画では実際に子育てに参加したいと回答した参加者の割合を目標指標とします。令和元年度時点では本指標の割合は85%となっていたため、毎年度2ポイントずつ増やすことを目標としました。	子育て支援政策課
40	祖父母世代による地域の子育て活動の促進	祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るため、現在の子育て事情やさまざまな世代の価値観を知るきっかけとなる冊子の作成や単独型子育て支援センター等での講座を開催します。	孫育て講座参加者のうち、今後は積極的に地域の子育てに参加したいと回答した参加者の割合	%	78	81	84	87	90	祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進について、総合振興計画後期基本計画後期実施計画では目標指標として子育てへの関心が高くなったと回答した参加者の割合を設定していましたが、次期総合振興計画では実際に子育てに参加したいと回答した参加者の割合を目標指標とします。令和元年度時点では本指標の割合は76%となっていたため、令和6年度には90%とすることを目標とします。	子育て支援政策課
41	インクルーシブ子育て支援の実施	保育施設等の子育て支援に携わるスタッフを対象に、プログラムとツール(教材)の作成、研修会の開催、実践のフォローアップを行うことで、養育者が抱く子どもの発達・発育上の「心配事」や子ども自身の「困り感」に対応できるような地域の子育て支援力の向上を目指します。	インクルパートナー養成数	人	70	70	70	70	70	インクルパートナー養成研修(各回定員35名/年2回)を受講したものをインクルパートナーとし、各年度に養成したインクルパートナーの人数を目標値としました。	子ども家庭支援課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
42	さいたま市子ども総合センター管理運営事業	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するため、さいたま市子ども家庭総合センターを管理・運営します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	子ども家庭総合センターの管理運営事業は、センター内に存する児童相談所、子ども家庭支援課、こころの健康センター、総合教育相談室、男女共同参画相談室などが、部局を越えて連携を図り、円滑に事業の推進ができる環境の維持管理をとおして、地域の子ども・家庭及び子育て機能を支援することを目指しており、具体的な目標値の設定により評価を行うことは適切ではないため、事業の実施を指標としました。	子ども家庭総合センター総務課
45	保育コーディネーター	各区役所支援課に保育現場に長年携わった公立保育園長経験者である保育コーディネーターを配置し、保育施設等に通われているお子さんの保護者や保育施設等に対する相談支援を行い、地域における保育施設の質の向上を図ります。 また、必要に応じて保育施設等に中立的な立場から専門的な助言を行い、お子さんが安心して保育所等に通えるよう利用者支援を行います。	保育コーディネーターの人数	人	10	10	10	10	10	保育コーディネーターの全区配置を継続し、保育の質の向上を図ります。	保育課
47	なんでも子ども・若者相談窓口の実施	子ども家庭総合センターに総合的な窓口を設置し、相談者の思いや悩みをワンストップで受け止め、相談に訪れた市民に対し適切な情報提供を行うとともに、専門相談機関をはじめとした関係機関へのコーディネートを行います。	なんでも子ども相談窓口利用者アンケートで親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合	%	90	90	90	90	90	総合相談窓口利用者のうち、親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合を市民満足度90%以上(CS90)に維持することを目標とします。(総合振興計画と同じ目標としています)	子ども家庭総合センター総務課
48	さいたま子育てWEB事業	子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営します。	アクセス件数	件	1,230,000	1,235,000	1,240,000	1,245,000	1,250,000	令和元年度の実績(アクセス数1,227,412件)を踏まえ、毎年5,000件アクセスが増加することを目標としました。	子育て支援政策課
49	子育て支援ネットワーク事業	様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的・効率的に活用できる環境整備、家庭や地域における育児力の向上とよりよい子育て・子育て環境の整備を進めるため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。	会議の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	庁内外の子育て支援関係機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題について情報を共有し、意見交換を行う場であることから、会議を実施することを目標としました。	子育て支援政策課
50	子育て応援ブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。また、「子育て応援ブック」から抜粋した子育て情報などを盛り込んだ「子育て応援ブック外国語版」を作成します。	発行部数	冊	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000	【令和元年度発行部数】 子育て応援ブック50,000冊、子育て応援ブック(外国語版)9,000冊 例年在庫部数が不足することは無く、また、在庫が過剰になってしまうことも少ないため、現状の発行部数を目標としつつ、必要部数を精査しながら発行部数を決定していきます。	子育て支援政策課
51	あそび場ガイドブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを取りまとめた「あそび場ガイドブック」を作成します。	発行部数	冊	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	【令和元年度】 あそび場ガイドブック発行部数30,000冊 例年在庫部数が不足することは無く、また、在庫が過剰になってしまうことも少ないため、現状の発行部数を目標としつつ、必要部数を精査しながら発行部数を決定していきます。	子育て支援政策課
52	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。	ブックスタートパック引換件数	冊	6,500	6,400	6,400	6,300	6,200	平成29年度～令和元年度の実績から、0歳人口の65%を目標値とします。	子育て支援政策課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
53-1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【契約課】 入札制度において、企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する取組を評価します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	本事業は、入札制度において、企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する取組を評価するもので、実際の取組に直接的な効果を及ぼすものではありません。このため、定量的・定性的な目標を掲げるのは困難ですが、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、本事業の継続的な実施が必要と考えられるため、左記の目標値を設定しました。	契約課
53-2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【人権政策・男女共同参画課】 ワーク・ライフ・バランスなど、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰します。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座を実施します。	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した受講者の割合	%	90	90	90	90	90	「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」と同じ目標としています。(講座の実施目的から成果指標として当該項目を設定しています。また、目標値については、計画策定時の実績値が80%台であったため、90%としています。)	人権政策・男女共同参画課
53-3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【子育て支援政策課】 父親が子育てに参加するきっかけを作るため、妊娠・出産による母親の身体的・精神的変化や仕事と家庭の両立に関する各種支援制度等を掲載した父子手帖を作成し、配布します。	発行部数	冊	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	【令和元年度発行部数】 父子手帖15,000冊 例年在庫部数が不足することは無く、また、在庫が過剰になってしまうことも少ないため、現状の発行部数を目標としつつ、必要部数を精査しながら発行部数を決定していきます。	子育て支援政策課
53-4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、認証・表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【経済政策課】 中小企業等を対象にしたセミナーを実施します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、セミナーの実施による中小企業等への意識啓発が必要であると考え、左記目標としました。	経済政策課
53-5	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【労働政策課】 「働く人の支援講座」の中で、勤労者や、企業の労務担当者・管理職・経営者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する講座を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	本事業は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、時勢に適した労働に係る諸問題に関する講座を必要に応じて開設するものであり、適切に実施することが必要と考えたため、左記目標としました。	労働政策課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
54	家庭児童相談事業	子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。	家庭児童相談員会議の実施回数	回	2	2	2	2	2	家庭児童相談員の資質の向上と各区の情報共有を目的に開催している家庭児童相談員会議の開催数について、令和元年度の実施回数(2回)を基準に目標を設定しました。	子ども家庭総合センター総務課
56	要保護児童対策地域協議会事業	虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。	代表者会議開催回数	回	1	1	1	1	1	庁内外の関係機関の代表者レベルが集まり、要保護児童対策地域協議会が円滑に運営されるための環境整備や情報共有、実態把握、活動状況の評価、関係機関の連携に関する課題の解決を協議する場である代表者会議の開催回数について、従前から引き続き、年1回程度開催することを目標としました。	子ども家庭総合センター総務課
57	児童相談所における支援	増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。	アセスメント研修の回数	回	9	9	9	9	9	アセスメント・プランニング研修実施計画で定めた実施件数(9回)を目標とします。	北部・南部児童相談所
58	虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上	急増する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めるほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。	研修の実施回数	回	16	16	16	16	16	児童虐待等に関する専門研修(国庫事業)の実施回数を目標値としました。 ・主任児童委員等専門研修 各区(10か所)×年1回=年10回 ・区支援課研修 年6回	北部・南部児童相談所
59	児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。	子ども虐待防止フォーラムのアンケートにおける満足度	%	90	90	90	90	90	子ども虐待防止フォーラムは、例年11月のオレンジリボンキャンペーンの一環として開催しており、児童虐待の第一発見者となりうる幼稚園、保育園、小・中学校、民生児童委員等の子育て支援関係者や要保護児童対策地域協議会委員、関係課の市職員、一般市民を対象に、児童虐待への具体的な対応方法等を学ぶことを目的としています。令和元年度のアンケート結果では「参考になった・まあまあ参考になった」と答えた人の割合が82.3%でしたが、子育て支援関係者及び市民の理解をより一層深める必要があることから、90%以上を目標値としました。	子ども家庭総合センター総務課
60	児童虐待発生予防事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、ふれあい親子支援事業を通して安心して自分の気持ちを言葉で表現できる場を提供します。また、話し合いを通して不安や悩みを解決することが虐待の発生予防につながるよう支援を行います。	自分の気持ちを話せる母親の割合	%	100	100	100	100	100	育児不安や母子関係に困難を抱えている母親等に対し、自分自身の抱える問題を語る場を提供することは、適切な育児への動機付けと心理的な安定をもたらします。また、教室参加者が自分の気持ちを言葉で表現することで、問題や課題が整理され、不安も軽減します。安定した育児は児童虐待リスクの軽減と虐待発生予防につながることから、ふれあい親子支援事業への参加を通し自分の気持ちを言語化できる母親の割合を100%とすることを目標としています。	地域保健支援課
62	24時間・365日体制強化事業	児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24時間児童虐待通告電話による夜間休日を問わずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります	研修会の実施回数	回	3	3	3	3	3	相談員の資質向上において必要な回数を設定しました。	北部・南部児童相談所
63	里親制度	里親の登録数を増やすために、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親委託を推進します。また、里親研修会等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親等委託調整員の配置や里親支援機関との連携を強化する等、里親の支援を図ります。	里親等への委託率	%	44.64	46.21	47.62	49.63	51.31	国で定めている里親等委託率(目標値)に準じた設定としています。	北部・南部児童相談所

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
64	社会的養育推進事業	埼玉県社会的養育推進計画に基づき、家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、里親等委託の推進に取り組み、家庭的養育等の充実を図ります。また、児童養護施設等において、本市の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状態に応じて小規模かつ地域分散化を促進し、里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。	施設の小規模化・地域分散化等の促進	—	小規模化・地域分散化の促進	小規模化・地域分散化の促進	小規模化・地域分散化の促進	小規模化・地域分散化の促進	小規模化・地域分散化の促進	埼玉県社会的養育推進計画に基づき、家庭的な環境で養育が行えるよう、市内の児童養護施設等に対し、本市の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状態に応じて、小規模かつ地域分散化を促進していきます。	子ども家庭総合センター総務課
65	母子生活支援施設事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	入所した母子が安定した生活を送り、将来自立して生活していくための支援施設として、母子生活支援施設けやき荘の施設運営を継続的に実施することを目指しており、具体的な目標値の設定により評価を行うことは適切ではないため、事業の実施を指標としました。	子ども家庭総合センター総務課
66	児童虐待防止家族支援事業	虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。	カンファレンス実施回数	回	64	65	66	67	68	直近3年度分の実績の平均62.3回を踏まえ、総合振興計画と整合性を図った数値としました。	北部・南部児童相談所
67	総合療育センター事業	<p>発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療・福祉が一体となって、専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。また、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮のため療育センター機能の見直しを図ります。</p> <p>障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図ります。併せて、多職種の専門職による保育所・幼稚園等への訪問や関係機関との連携などの地域支援を引き続き実施します。</p>	①初診待ち期間	日	60	59	58	57	56	<p>①令和元年度の実績61日。年度ごとの新規受診者数(出生数の9.5%と想定)に前年度からの受診待ち持ち越し人数を加えた数を需要と見込み、現在の体制で確保できる初診数(960件)と児童発達支援センターで個別指導を実施することで新たに確保できる初診数の見込(24枠)を合わせた数を供給可能な初診数として想定し、推定の待ち期間を算出しました(55.75日)。令和7年度の目標を55日とし、毎年1日ずつの短縮を目指します。</p> <p>②対象を療育施設とした新規事業であるため、令和4年度までをニーズの把握に要する期間として80%を目標とし、その後目標を上げていきます。</p>	ひまわり学園総務課、医務課、育成課、療育センターさくら草
			②療育施設等への支援内容の活用度	%	80	80	80	82	84		
68	特別支援促進事業	<p>私立幼稚園、認定こども園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に資することを目的に、当該経費に対し助成を行います。</p> <p>また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。</p>	事後アンケートの実施	%	90	90	90	90	90	私立幼稚園及び認定こども園において、心身の障害(発達障害を含む。)等のある児童に必要な支援を施す体制づくりの充実が本事業の目的であるため、私立幼稚園等特別支援巡回相談訪問後の事後アンケートにおいて、障害児に関する知識や理解が高まったと回答した割合を目標値に設定しました。	幼児政策課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
69	保育施設等における障害児保育の推進	<p>障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関(総合療育センターひまわり学園等)と連携した保育の充実に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。</p> <p>さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。</p> <p>また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるように補助制度の充実を図り、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。</p>	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	園からの要望に基づき実施するものであり目標設定が困難であるため、事業の実施を指標としました。	保育課
70	放課後児童クラブにおける障害児支援の推進	<p>障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。</p> <p>公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。</p> <p>民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童クラブ健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。</p> <p>また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブを支援します。</p>	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	対象となる児童数や障害の程度など外的要因による影響が大きく、具体的な目標値の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	青少年育成課
71	発達障害者支援センターの充実	<p>発達障害者社会参加事業を実施し、社会参加の機会を拡げます。また、普及啓発活動や連絡協議会の開催を通じ、地域における支援体制を整備するとともに困難事例の支援スキルの向上を図り、二次障害の発生と深い関連のある高校生年代を含めた支援の在り方について検討してまいります。</p>	事業の実施及び推進	—	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進	発達障害者支援センターでは、発達障害のある方及び家族のその人らしい豊かな地域生活の実現を目標に、地域支援体制の構築や普及啓発活動を含めた総合的な支援活動を展開しており、当センターが市内関係機関に働きかけ、課題改善に向けた取組を強化・推進していくことが必要と考えております。目標値設定に当たっては、数値での評価は適さないため、左記のとおりと致しました。	障害者総合支援センター
72	高次脳機能障害者支援センターの充実	<p>当事者及び家族等へ必要な情報発信と高次脳機能障害の理解促進を図るセミナーの開催等による普及啓発により、早期に適切な支援につなぐとともに、関係機関と調整、連携しながら相談支援を行います。そして、当事者及び家族の方が安心して住み慣れた地域で生活できるように努めます。</p>	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	高次脳機能障害者支援センターの実施事業は、電話や来所による相談支援や高次脳機能障害の普及啓発など、各施策を総合的に展開して事業の充実を図ることにより、当事者や家族の方の安心した地域での生活を目指しており、具体的な目標値の設定により評価を行うことは適切でないため、事業の実施を指標としました。	障害者更生相談センター
73	自立支援医療(育成医療)給付	<p>身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び治療用装置費を支給します。</p>	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	本事業の実施について、目標の数値設定による評価は、当該事業の性質上そぐわないため、継続的・安定的な事業の実施について評価を行います。指定医療機関から患者に対して制度の周知を行っており、また、市としても母子健康手帳やホームページにて周知をはかっています。適切な医療給付事務の遂行を目標に、左記目標を設定しました。	疾病予防対策課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
74	通級指導教室の拡充	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が身近な教室で指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めます。	通級指導教室の拡充	教室	小学校(難・言)3校3教室 中学校(発・情)1校1教室 特別支援学校	拡充	拡充	拡充	拡充	令和2年度については、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より身近な学校で適切な指導が受けられるよう目標値を設定しています。 令和3年度以降の具体的な目標値については、次期総合振興計画と整合を図って設定します。	特別支援教育室
75	チャレンジスクール推進事業	地域社会の中で心豊かで健やかに児童生徒をはぐくむため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合	%	95	95	95	95	95	チャレンジスクールのプログラム等の充実を図っていくことにより、過去3年間の満足度平均値である95%以上となるよう左記目標値として設定しました。	生涯学習振興課
77	成人式	成人の日に新しい人生の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、将来の幸せを願うため、成人式を実施します。	参加満足度(新成人)	%	88	88	88	88	88	新成人を市民がこぞって祝福し、新成人が成人としての自覚が促される式典や参加してよかったと思ってもらえるような式典を運営できるよう体制を整えます。 直近3年間の平均参加満足度(新成人)の88%を目標値と設定しました。	青少年育成課
78	グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業	青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。	延べ利用団体数	団体	80	80	80	80	80	青少年の健全育成に資するための青少年野外活動施設として、施設を維持していくために、直近3年間の平均利用団体数の80団体を目標値と設定しました。	青少年育成課
79	児童センター事業	子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。 老朽化が進んでいる児童センターに対し、中・大規模修繕を実施します。	中・大規模修繕実施箇所数	施設	1	2	2	2	1	老朽化が進んでいる児童センターの中・大規模修繕を実施することにより、経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させ、市民の利便性を向上させます。 さいたま市公共施設マネジメント計画に基づき、年度毎の中・大規模修繕の予定数を目標値としました。	青少年育成課
80	「未来(みらくる)ワーク体験」(中学生職場体験事業)	キャリア教育の視点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、「未来(みらくる)ワーク体験」(中学生職場体験事業)を実施します。	「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」の質問に対して「そう思う」と回答した活動前後の伸び率	P(ポイント)	伸び率12.8P	伸び率12.8P	伸び率12.8P	伸び率12.8P	伸び率12.8P	未来(みらくる)ワーク体験事前事後アンケート調査における生徒が回答した肯定的回答の割合に関する伸び率とし、平成28年度からの4年間の伸び率の平均値が12.8Pであるため、その数値を目標値として設定しました。	生涯学習振興課
81	子どもの居場所づくり(多世代交流会食)	地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的として、市内で会食を実施する団体等に対し、食材費等の経費の一部を助成します。	事業実施箇所数	箇所	2か所増	2か所増	2か所増	2か所増	2か所増	本事業は平成29年度にモデル事業としてスタートし、実施箇所数の拡大を図り、令和元年度においては前年度比2か所増となる13か所で事業を実施しました。 5年間で10か所増となるように目標値を設定しました。	子育て支援政策課
82	子どもの社会参画推進事業	子どもの自己肯定感を育て、まちづくりへの参画意識を醸成を図るため、子どもたちが自分たちの力で仮想のまちをつくり、そこで、働き、お金を稼ぎ、物を買ったり、サービスを受けたりする社会体験ができる子どもが活躍するまち「ミニ〇〇(区)」を実施します。	参加してよかった等と回答した参加者の割合	%	90	90	90	90	90	小学生の子どもに対し、社会参画に対する意識をアンケートで聞いても難しい部分があります。また、仮想のまちに参加してよかったと思えば、実際の社会への参画にも興味を持ちやすくなるため、参加してよかった等の回答を指標として設定します。	子育て支援政策課
83	青少年の主張大会	青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。	応募人数	人	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	さいたま市内の小・中学校児童生徒数が減少する中、継続して事業を実施していくため、周知等を行い、応募人数の維持を目指します。 直近3年間の平均応募人数である1,000人を目標値と設定しました。	青少年育成課
84	青少年による郷土芸能伝承活動支援事業	青少年の地域への関わりや、地域の交流を一層推進するため、青少年の健全育成を目的とした太鼓やお囃子、獅子舞等の郷土芸能伝承活動団体へ補助金を交付し、支援を行います。	交付団体数	団体	40	40	40	40	40	令和元年度の実績値(37団体) 青少年の健全育成を目的とした郷土芸能が持続されるよう、予算額の範囲内で交付可能な団体数としました。	青少年育成課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
85	青少年団体補助事業	青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	交付団体数	団体	91	91	91	91	91	以下の計91青少年団体の活動を支援することにより自主的な活動を活性化します。 ・さいたま市ボーイスカウト協議会 ・さいたま市ガールスカウト連絡協議会 ・青少年育成さいたま市民会議本部・青少年育成さいたま市民会議10区連絡会・青少年育成さいたま市民会議67地区会 ・さいたま市子ども会育成連絡協議会・さいたま市子ども会10区連合会	青少年育成課
86	親！おや？なるほどだね！出前講座	インターネットトラブルから子どもたちを守るため、保護者をはじめとする子どもを取り巻く大人たちが、携帯電話やスマートフォン等に関する現状や課題を理解し、子どもたちに指導できるようにするための出前講座を行います。	参加人数	人	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	講座の内容は大変好評を得ており、実施回数や人数ともに年々増加しています。今年度もニーズに応じた質の高い講座を実施したいと考えております。今年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和元年度の参加人数1,604人と同程度である1,600人と設定しました。また、令和3年度以降も、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、1,600人と設定しました。	教育研究所
87	非行防止対策の推進	青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。	キャンペーン参加地区数	区	10	10	10	10	10	さいたま市の非行行動発生率が減少し、青少年が健全に成長できる地域を目指し、市内10区において、非行防止対策の推進を目指します。	青少年育成課
88	子ども・若者育成支援事業	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が円滑な自立が果たせるよう、地域の関係機関等が連携し支援を行います。 また、社会環境の変化により、若者を取り巻く問題は多岐に渡るため、各支援機関の連携が不可欠であるため、支援の要となるユースアドバイザーを養成します。	ユースアドバイザー養成人数	人	20	20	20	20	20	総合振興計画と同じ目標としています。 ・3年間の累計で60人を目標とします。	青少年育成課
89	若者自立支援ルーム事業	社会生活を営むうえで困難を有する、市内在住30歳代までの若者に対し、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。	自立に向かっていると回答した割合	%	64	65	66	67	68	総合振興計画と同じ目標にしています。 ・令和2年度までに64%、平成30年度実績値(61%)と令和元年度実績値(62%)の1%増を目標としました。	青少年育成課
90	若年者職業的自立支援事業	若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を行います。	地域若者サポートステーションさいたまによる就職等進路決定者数	人	130	85	87	89	91	総合振興計画と同じ目標としました。(次期総合振興計画実施計画(案)では、前期の実施計画期間である令和3年度～令和7年度の5年間で合計445人達成を目標値に設定しているため、左記の数値に設定しました。)なお、現行の総合振興計画後期基本計画実施計画では、目標に対して実績の達成度が低いものとなっており、その理由としては、人材不足などの雇用情勢の変化により売り手市場となったため、自力での就労が可能となり、地域若者サポートステーションを活用した就業支援による進路決定者が減少したものと考えられます。 また、次期実施計画(案)では、現行計画の実績を鑑みてあらためて目標値を設定したため数値目標が下がったものです。	労働政策課
91	いじめのないまちづくり推進事業	さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づき設置した「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動の実施、関係機関等の連携強化を図るなど、いじめの防止に取り組みます。	啓発活動の実施回数	回	2	2	2	2	2	啓発品の配布等を実施することで、いじめ撲滅の啓発ができるよう努めています。また、さいたま市いじめのないまちづくりネットワークにて、関係機関等の情報共有を行うため、毎年2回以上のネットワーク会議を開催します。	青少年育成課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
92	ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり相談センター」において、電話・面接等にて相談支援を行う他、グループ活動、リレート（ひきこもり）サポーター派遣等による支援を実施します。また、地域連携や普及啓発、人材育成を実施し、支援の充実を図ります。	リレートサポーター派遣件数	件	100	100	100	100	100	リレートサポーターについては、養成研修を実施し、登録、派遣を実施する。派遣事業利用者10名、1人当たり年10回を目標としました。	こころの健康センター
93	子どもの精神保健相談室	「子どもの精神保健相談室」において、小学4年生から中学生の子どもとその家族や関係機関等を対象に、電話・面接等にて心の問題に関する相談を行う他、グループ活動による支援を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	子どもの精神保健相談室では、電話や面接による相談やグループ活動による支援を通して、児童・思春期の子どもや家族の回復を目指しており、具体的な目標値の設定により評価を行うことは適切ではないため、事業の実施を指標としました。	こころの健康センター
94	教育相談室・教育支援センター	市内6か所の教育相談室・教育支援センターにおいて、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、未就学児のことばや発音などに関する相談に応じます。また、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立を目指した支援・指導を行います。	子育て学習会の実施回数	回	1	6	12	18	18	不登校児童生徒が抱えている学校生活の不安や悩みの軽減を図るため、不登校等で悩む保護者を対象に、子育てに関する情報交換等を行う「子育て学習会」を開催している。不登校等で悩む保護者への支援の機会を設け、充実させることが必要であると考え、令和3年度からは、市内6室ある各教育相談室で実施できるよう、左記のような目標としました。	総合教育相談室
95	未成年後見人支援事業	親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、児童相談所長は福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求をし、その選任された未成年後見人の支援として、必要な報酬の支払いと損害賠償保険の加入を行います。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	児童福祉法第33条の8第1項の規定により、具体的な目標値の設定は困難であるため、事業の実施を指標としています。 ※参考 「児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。」	北部・南部児童相談所
96	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子どもの社会的自立の促進を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	対象児童の就職やアパートの賃借、就学時に、施設長等が身元保証人になった場合に対象となることから、具体的な目標値の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	北部・南部児童相談所
97	施設入所児童フェアスタート応援事業	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の学習や高校生活等にかかる費用のうち、措置費では不十分なものに対して補助を実施することにより、進学や自立に向けたスタートラインでの格差を解消し、進学率や就労率の向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生にかかる費用の金額が確定した後に当事業の対象となることから、具体的な目標の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	北部・南部児童相談所
98	自立援助ホーム入所児童自立援助事業	自立援助ホームに委託された児童の就業を支援し、その自立を図るため、就職に際して必要となる若しくは就職に有利となる資格の取得に必要な講座の受講費等を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	当市の委託児童が講習等を申し込み、それにかかる料金が支払われた後に当事業の対象となることから、具体的な目標の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	北部・南部児童相談所
99	保育所の優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	対象者が限定的な優先制度であり、具体的な目標値の設定は困難なため、事業の実施を指標としました。	保育課
100	放課後児童クラブの優先入所	ひとり親家庭等が、子育てと仕事の両立を図ることができ、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加点などによる優遇措置を講じます。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	対象世帯の申込状況など外的要因による影響が大きく、具体的な目標値の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	青少年育成課
101	市営住宅における母子世帯等の優先入居	市営住宅の定期募集に際し、ひとり親世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	当該事業は市営住宅への入居を希望するひとり親世帯への支援を行うものです。対象者が限定的な事業であり、具体的な目標値の設定は困難なため、事業の実施を指標としました。	住宅政策課
102	民間賃貸住宅への入居支援	高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	当該事業は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を推進していくものであり、指標の設定は困難なため、事業の実施を指標としました。	住宅政策課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
103	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(生活支援)	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	ひとり親家庭の母等の生活の安定のため、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施を目標としました。 なお、本事業はひとり親家庭等と対象を限定しているため数値での目標設定は困難です。	子育て支援政策課
104	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談)	ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。	養育費に係る法律相談の受付数	件	23	28	33	38	44	令和2年度の数値は総合振興計画後期基本計画後期実施計画で設定していたものであり、令和6年度では市役所及び各区役所支援課の各相談受付数を1件以上とすることを目標としました (内訳:市役所で月に2回ずつ、各区役所支援課で8月に2回ずつ)。	子育て支援政策課
105	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	児童扶養手当の支給は児童扶養手当法に基づいて行われるものであり、具体的な目標値の設定により評価を行うことは適切ではないため、事業の実施を指標としました。	子育て支援政策課
106	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子、父子及び寡婦に対して必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。	貸付件数	件	90	92	94	96	97	令和元年度実績値(88件)の10%増を目標としました。	子育て支援政策課
107	ひとり親家庭等医療費支給事業	受給資格者[1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者(1人)、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1～4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの(一定の障害のある児童については20歳未満)]の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図るために事業を適正に実施することが必要と考えます。 なお、本事業は条例・規則に則って行われる事業であり、達成すべき目標値を決めるという方式に馴染まないため、左記のような目標としました。	年金医療課
108	ひとり親家庭児童就学支度金	中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。	ひとり親家庭児童就学支度金支給児童数	人	260	262	264	267	270	令和元年度実績値(258件)の5%増を目標としました。	子育て支援政策課
109	就学援助制度	経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	就学援助は、経済的に困難な、真に援助を必要としている方が必要な援助を受けることが重要であり具体的な目標値の設定は適さないことから、「事業の実施」を指標としました。	学事課
110	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。	プログラム策定件数	件	1	1	1	1	1	令和元年度実績が0件であり、1件の実施を目標としました。	子育て支援政策課
111	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援)	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。	講習会の満足度	%	90	90	91	92	93	総合振興計画において令和7年度までに95%を達成することを目標としており、それと同じ目標としました。	子育て支援政策課
112	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、1年以上養成機関などで修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。	養成機関修了者(進学の方を除く)の就職率	%	91	91	92	93	94	総合振興計画において令和7年度までに95%を達成することを目標としており、それと同じ目標としました。	子育て支援政策課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
113	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給件数	件	14	15	16	18	20	令和元年度実績値(13件)より5割増の20件を目標としました。	子育て支援政策課
114	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講し、その修了時と高等学校卒業程度認定試験の合格時に、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給件数	件	2	2	2	3	3	対象講座指定申請が増加していることから、目標値である支給件数も増加となると見込み、令和元年度実績値(1件)より2件増の3件を目標としました。	子育て支援政策課
115	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	学業や進学環境が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に至る「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の中学生及び高校生と児童扶養手当全額受給世帯の中学生と生活自立・仕事相談センター利用世帯の中学生を対象として、基礎学力や学習習慣の定着等を目的とした「学習支援」や、良好な人間関係を構築するための「居場所づくり支援」を行います。また、高校生に対しては「高校中退防止」の支援も行います。	教室参加者の出席率	%	40	42	44	46	48	総合振興計画と同じ目標としています。受託者や生保担当ケースワーカーによる参加勧奨等を行うことにより教室参加生徒を増やし、また、継続した出席につながるよう生徒の教室に対する参加意義や満足度を高め、出席率を上げる。令和元年度実績約38%の出席率を令和6年度最終目標は約10ポイント増の48%とし、差を5箇年で割り返して算出しました。	生活福祉課
116	入学準備金・奨学金貸付事業	経済的な理由で、修学(進学)が困難な高校生、大学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子の貸付を行います。また、奨学金返済に伴う経済的負担を考慮し、大学生等の貸付について、一定の要件に該当した場合には返還金の一部を免除する返済支援制度を創設したため、新制度の対象となる貸付を行うとともに、制度の適正な運用に努めます。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	経済的理由による修学困難な学生等に対し、貸付を行う事業であり、返済に伴う負担の軽減も考慮し、一定の要件に該当した場合には返還金の一部を免除する返済支援制度を創設したものです。そのため、具体的な目標値の設定は適さないことから、「事業の実施」を指標としました。	学事課
135	勤労者支援資金融資	市内在住の勤労者を対象に、教育資金等の融資を行います。(教育資金の用途は、学校教育法に定められた教育機関、各種専門学校等の入学金、授業料など本人又は家族の教育資金)	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	本事業は、市内在住の勤労者の生活の安定と福祉の向上を目的として設置された、住宅・教育資金の融資あっせんを行う制度であり、適切に実施することが必要と考えたため左記目標としました。	労働政策課
136	要保護準要保護児童生徒医療援助事業	経済的な理由で、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、政令に定められた疾病治療に対する医療費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	就学援助認定を受け、なおかつ学校における健康診断等で該当疾病と認められた児童生徒の保護者への援助であり、具体的な目標値の設定は困難なため、事業の実施を指標としました。	健康教育課
137	準要保護児童生徒給食援助事業	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	就学援助の申請に基づき学校給食費の援助を行う性質上、具体的な目標値の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	健康教育課
138	特別支援教育就学奨励費事業	小・中学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担の能力に応じ、就学に必要な経費の一部補助します。それにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	対象者からの申請に基づく補助事業であり、具体的な目標値の設定は困難なため、事業の実施を指標としました。	特別支援教育室
139	認可保育所等の利用者負担額の軽減	失業や疾病等により世帯収入が著しく減少したとき、家屋等が火災、風水害、震災等の災害により損害を受けたときなど、認可保育所等の利用者負担額の支払いが困難と認められる場合に減免します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	申請に基づく減免制度であり、具体的な目標値の設定は困難なため、事業の実施を指標としました。	保育課
140	食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業	認可保育所等に在籍する児童の保護者(市町村民税非課税・均等割額のみ)の世帯)に対し、「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の取得に要する費用の全部又は一部を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	対象者が限定的な助成制度であり、具体的な目標値の設定は困難なため、事業の実施を指標としました。	保育課
141	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)発行費援助事業	学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行う。(1文書につき3,300円(税込み)まで)	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	就学援助認定を受け、かつ対象の「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を学校給食における食物アレルギー対応のために使用することを認められた児童生徒の保護者への援助のため、具体的な目標値の設定は困難です。そのため、事業の実施を指標としました。	健康教育課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
142	幼稚園就園奨励事業	幼稚園への就園を奨励するため、令和元年10月から始まった幼児・保育無償化事業等を通じて保護者の経済的負担を軽減します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	全ての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障することが本事業の目的であるため、世帯からの申請に基づき経済状況等を確認した上で、各種助成金を適正に交付することを目的としました。	幼児政策課
143	一時保育利用料の軽減	公立保育所の一時保育を利用する児童の保護者(生活保護世帯・前年分の所得税非課税世帯かつ前年度市町村民税非課税世帯)に対し、一時保育利用料の全部を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	対象者が限定的な減免制度であり、具体的な目標値の設定は困難なため、事業の実施を指標としました。	保育課
144	放課後児童クラブ利用料の軽減	生活保護世帯及び、所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料を免除し、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料を軽減します。また、児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等の場合は、指導料を減免します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	景気など外的要因による影響が大きく、具体的な目標値の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	青少年育成課
145	水道料金の減額制度	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯などに対して、水道料金を減額します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	使用者の意思に基づき、使用者の申請により減額の対象としており、具体的な目標値の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	営業課
146	下水道利用料の減額制度	下水道利用料について、生活保護法による生活扶助を受給している世帯は免除、また、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当を受給している世帯は減額します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	使用者の意思に基づいた申請により減額の対象としており、具体的な目標値の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	下水道総務課
147	生活保護事業	病気や障害により働けなくなるなど、生活費や医療費に困っている世帯に対して、必要な生活保障を行い、自立できるように支援します。世帯の収入及び保護の基準に基づき、生活扶助、住宅扶助、教育扶助など、世帯の状況に応じた扶助を行います。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	申請がなされた場合に世帯の状況に応じた必要な支援を行う受動的な性質のものであり、具体的な目標値の設定は困難であるため、事業の実施を指標としました。	生活福祉課
148	生活困窮者自立支援事業(生活自立・仕事相談センター)	経済的な問題等で困窮されている方に、自立に向けた支援計画を立て、総合的な支援を行います。主に、離職等により、住居を失った、又は失うおそれのある方へ家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給、すぐには就労が難しい方に対する就労に向けた準備の支援、家計の状況を整理し、相談者自らが家計管理できるようになるための家計改善支援などを組み合わせて支援します。※一部の事業には利用に際し、収入等の要件があります。	必要とする支援の相談窓口につながった割合(相談受付した者のうち、必要とする支援の相談窓口につながった相談者数÷相談者数)	%	39	41	43	45	47	次期総合振興計画と同じ目標としています。 相談受付した者のうち、必要とする支援の相談窓口につながった相談者の割合は、令和元年度で約39%です。目標として、初年度の令和2年度を昨年度と同程度の39%とし、以降2%毎の増加を見込んで最終年度の令和6年度は47%の達成を目指します。	生活福祉課
149	勤労者支援事業	市内在住の求職者・勤労者及び市内事業所に従事する勤労者に対して、労働に係る諸問題に関する講座を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	本事業は、時勢に適した労働に係る諸問題に関する講座を必要に応じて開設するものであり、適切に実施することが必要と考えたため、左記目標としました。	労働政策課
150	雇用対策推進事業(就職支援体制整備事業)	ワークステーションさいたまにおいて、国の職業相談・紹介と連携してキャリア・コンサルティングや内職相談などを実施するほか、子育て世代を中心に、求職者に向けた就業支援を実施します。	ワンストップ就職支援サービス利用者数	人	9,600	10,000	10,100	10,200	10,300	総合振興計画と同じ目標としました。(次期総合振興計画実施計画(案)では、現行計画の実績を鑑みてあらためて目標値を設定しています。前期の実施計画期間である令和3年度～令和7年度の5年間で合計51,000人達成を目標値に設定しているため、左記の数値に設定しました。)	労働政策課
151	母子緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子を母子生活支援施設に入所させ、当面の間、必要な保護を行います。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	DV等の理由により、緊急に保護が必要となる母子が安心して生活できる環境を提供することを目指しており、具体的な目標値の設定により評価を行うことは適切ではないため、事業の実施を指標としました。	子ども家庭総合センター総務課

その他事業

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	目標値					目標設定の考え方	所管
					R2	R3	R4	R5	R6		
152	スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業	全ての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置又は派遣します。複雑化・多様化する児童生徒の状況に対して、学校内教職員の連携だけでなく、関係機関との連携が非常に重要であります。適切な支援に向けたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを対象とした研修を実施し、支援体制の充実を図ります。	研修の実施回数	回	3	3	3	3	3	複雑化・多様化する児童生徒の抱える問題に対して、早期に発見し、対応し、適切に関係機関につなげていくことが課題となっています。そのため、支援能力向上が必要となり、児童生徒の抱える問題に適切に対応できるようスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを対象とした研修会を実施することで質の向上を図れるよう、左記のような目標としました。	総合教育相談室
153	相談者の自立支援	DV・女性の悩み相談において、生活困窮などの家庭であった場合には、関係機関の情報提供を行い、自立支援を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	複合的な相談内容に適切に対応するため、相談者の自立支援を図る上で選択肢の一つとして関係機関の情報を提供するものです。そのため、具体的な目標値の設定は困難であり、「適切に実施」することを目標としました。	人権政策・男女共同参画課